

委託業務処理要領

後志合同庁舎等空調機設備点検清掃業務については、契約書によるほか、この要領の定めるところにより処理するものとする。

1 業務処理責任者及び業務処理計画書について

(1) 業務処理責任者等の選定

契約締結後、速やかに業務処理責任者及び業務担当技術者を選定し、選定通知書を業務担当員に提出すること。

(2) 業務処理計画書

業務を実施するときは、予め実施日時、実施場所等を記載した業務処理計画書を業務実施の3日前までに、業務担当員に提出すること。

2 業務対象設備及び業務内容

(1) 各庁舎空調機設備点検清掃業務

別紙「業務対象設備及び業務内容一覧」のとおり。

(2) その他、設備の維持に必要な小破修繕及び清掃

3 業務実施時期

令和2年(2020年)10月31日までに実施すること。

4 点検結果報告書

業務終了後、20日以内に点検結果報告書を作成し、業務担当員に報告すること。